

平成30年12月18日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時00分 開議)

(出席議員16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	山 下 光 雄
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	山 口 勝 好

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	高野 正
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課参事	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	宮川 信顕

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町長提出 報告第27号及び第28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号並びに請願第5号、第7号及び第8号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 町長追加提出 諮問第1号(説明、即決)

日程第 4 各常任委員会・議運閉会中継続調査の件(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

南政夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 報告第27号及び第28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし103号並びに請願第5号、第7号及び第8号（委員長報告、質疑、討論、採決）

南政夫議長 次に、町長提出議案第27号及び第28号、議案第84号ないし第96号及び第101号ないし第103号並びに請願第5号、第7号及び第8号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案8件と請願2件について、13日に審査しましたので報告します。

まず、議案第91号 志賀町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、法令の改正に伴い所要の改正を行うものであり、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第93号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第94号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国の人事院勧告に伴い所要の改正を行うものであります。採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 志賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、来年4月から下水道事業に地方公営企業法を適用するため関係条例を整理するもので、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センターの指定管理者の指定について、議案第102号 志賀の郷ファミリーパークの指定管理者の指定については、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者とするもので、議案第103号 大島キャンプ場の指定管理者の指定については、大島観光開発株

式会社を指定管理者とするものです。採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について、請願第8号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願については、紹介議員や事務局から説明を受け、審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で付託されました議案2件について、13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

まず、議案第90号志賀町災害見舞金支給条例については、大規模災害に伴う被災者生活再建支援制度や災害弔慰金の支給の適用を受けない災害の被災者について災害見舞金を支給するため、新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、見舞金の支給の対象や財源措置などについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第96号志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、来年1月から病床の一部を機能転換し、介護保険法に基づく介護医療院を設置するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、利用料や入所定員、施設基準などについての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託されました平成30年度の補正予算に係る専決処分の報告2件と議案6件について、去る12日に委員会を開催し、

町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第27号 志賀町一般会計補正予算（第3号）及び報告第28号 志賀町水道事業会計補正予算（第2号）の2件については、本年8月31日以降の豪雨災害で発生した復旧事業等にかかる所要額の補正であり、議案第84号 志賀町一般会計補正予算（第4号）、議案第85号 志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号 志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）、議案87号 志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）、議案第88号 志賀町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第89号 志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）の6件については、人事院勧告に伴う人件費の補正や事業の執行に伴う事業費の補正が主なものであります。

審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成されている委員会でありますので、報告は省略させていただきます。採決の結果ですが、議案第84号 志賀町一般会計補正予算（第4号）は、賛成多数をもって可決し、他の案件につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 議会運営委員会委員長 田中 正文君

田中正文議会運営委員会委員長 はい、議長。

議会運営委員長報告をいたします。

本委員会では、9月定例会で付託され継続審査となっておりました請願第5号 志賀町議会議員定数の削減を求める請願について、12月5日に委員会を開催し、採決した結果、全会一致で不採択とすることに決しました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

南政夫議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南政夫議長 これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、議案第84号 平成30年度志賀町一般会計補正予算第4号について、議案第92号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第93号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、請願第5号 志賀町議会議員定数の削減を求める請願については、反対の立場から、請願第7号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条例に署名し、国会が批准することを求める請願について、及び請願第8号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願については、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第84号 平成30年度志賀町一般会計補正予算第4号についてであります。本補正予算案は、イノシシや松くい虫、急傾斜地崩壊対策、災害見舞金や一刻も早い復旧を願う町民への迅速な災害復旧への追加予算など重要な補正である訳ですが、ただ、この中に町会議員や特別職、町長、副町長、教育長への期末手当、いわゆるボーナスアップが計上されています。昨今の年金や賃金の実質低下、燃料代の高止まり、下水道料金の一部値上げなど生活が圧迫されている中、議員や特別職のボーナスアップは到底町民の理解を得られるものではないと思います。

次に、議案第92号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び第93号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも議員や特別職の期末手当いわゆるボーナスアップのための条例改正であり、併せて反対といたします。

次に、請願第5号 志賀町議会議員定数の削減を求める請願についてであります。確かに定員を減らせばどうかと言ったお声があることは承知をしております。

ただ他市町に合わせるのではなく、この機会に自らの原点を見つめ直した場合、決して多いとは思いません。第1に、議員定数の法令上の決まり基準はございません。第2に、減らせばその分チェック力が弱ります。第3に、減らせばその分多様な町民の声が届きにくくなります。そして何よりも減らすことによって当選ラインが上がり、これからを担う若い方々や意欲ある方々が挑戦しにくくなります。以上の理由から私は議員定数削減には反対をさせていただき現状維持を求めるものであります。

次に、請願第7号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願についてであります。国際法上史上初めて残虐な核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日、国連会議で加盟国の約3分の2にあたる122か国の賛成で採択されました。それを受けて、先々週の国連会議では、核兵器禁止条約への署名と批准を呼びかける決議を126か国加盟国の約3分の2の賛成で可決しました。禁止条約発効を求める国際社会の多数意思が改めて示されました。

今年の総会では、約20か国から禁止条約の批准を準備しているとのことであります。発効には50か国の批准が必要です。現在までに批准した19か国を合わせますと近い将来の発行が見通せる訳であります。そんな中、日本政府は事実上の核兵器使用を容認するアメリカの核の傘の必要性を唱え続けていますが、今、核兵器廃絶への道をどのように切り開くのが問われています。とりわけ核兵器による惨禍を体験した日本には特別の責務があると思います。本町では、2006年3月17日に国際平和と核兵器廃絶を求める平和都市宣言を告示し、2013年1月1日には平和首長会議に加盟をしています。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきと思います。ぜひとも本議会からも堂々と平和への流れを後押しする本請願へのご賛同をお願い申し上げます。

最後に、請願第8号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

安倍政権は、来年10月から消費税を8パーセントから10パーセント1割に引き上げると表明しています。消費税は、所得の少ない人ほど重くのしかかる逆進性を本質とする税金です。前回の8パーセント増税後、深刻な経済への影響が続い

ており、更なる増税は日本経済にとって大きな打撃となることは必至であります。直近の世論調査でも多くの方が反対をしています。そもそも消費税は福祉のためとしてきましたが、実態は消費税収の約8割が大企業減税分の穴埋めに回されていて、福祉は削られる一方であります。

やはり、税金は負担能力に応じた応能負担の大原則に立つならば、アベノミクスで空前の儲けが転がり込んでいる富裕層と大企業に応分の負担を求めるべきと思います。政府は景気の落ち込みを心配して、あれこれの対策を講ずるとしていますが、対策には何兆円もかかると言われます。対策は短期で終了しますが、10パーセントの消費税はずっと続きます。たまったものではありません。

対策をいわれるなら、10パーセント、1割への消費税増税そのものをやめるべきと思います。町民のくらし応援の立場から、本会議からも声を上げ、本請願にご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、私の反対と賛成の討論といたします。ありがとうございます。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

福田晃悦議員 はい、議長。

南政夫議長 2番 福田晃悦紀君。

福田晃悦議員 私は、議案第84号 平成30年度志賀町一般会計補正予算（第4号）についてから第89号 平成30年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの補正予算にかかる6議案すべてに対し、賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第84号 平成30年度志賀町一般会計補正予算（第4号）についてですが、町長は、先の提案理由説明において、本年8月末から9月にかけての集中豪雨や台風の襲来により、町内にもたらされたさまざまな被害への一日も早い復旧への思いを述べられておりました。

本議案での、予算の大枠である豪雨・台風災害復旧費は、農地、道路河川、がけ地、そして、大切な児童が通う町立小学校の復旧工事など、町の再生に向けたまず第一歩といえます。また、イノシシ捕獲頭数増加による有害鳥獣被害対策費の増額も将来の農業を支える農家への直接的かつ最も有効な支援であり、その他、要保護及び準要保護世帯への児童就学前の扶助費前倒し支給については、入学前のランドセルや文房具などを買いそろえなければいけない世帯への行政からの

エールとなります。以上のことから、町づくりの根幹となる本議案に賛成いたします。

その他、住民の生命を守り健康増進を図る診療所・病院事業会計、住民の生活環境の向上に資する公共下水道及び水道事業会計、また、生活の質を向上させるケーブルテレビ事業会計など、いずれの会計にも住民福祉の向上に不可欠な事業が盛り込まれており、予算の一つひとつの事業には、平成30年を締めくくり、新たな年度に向けての思いが込められている重要な議案であると認識します。

これらを勘案するに、その施策、計上予算額のすべてにおいて適切、かつバランスの取れたものであり、先にも述べました災害復旧といった課題に正面から取り組むため、議案第84号から第89号まですべての予算議案には賛意を以て可決すべきものと考えるところであります。

その他、残余の議案につきましても、住民福祉の向上の観点からすべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識なるご判断でのご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員 はい、議長。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第7号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願に、反対の立場で討論をいたします。

生物・化学兵器をはじめとする非人道的兵器については、使用を禁止する条約は以前より存在していましたが、核兵器に関しては存在しない状態となっていました。そのような中、1970年に発効したのが核拡散防止条約であり、我が国を含む190か国が締結をし、5大国にのみその保有を認めた上で、それ以上の拡散を防止するとともに、核兵器の削減を目的としてきました。

そのような環境下、2017年7月に採択されたのが核兵器禁止条約であります。しかしながら、核保有国はもちろん、日本、ドイツ、オーストラリアなど、不拡散に積極的に取り組んできた諸国が参加を見送りました。この条約の理念は素晴らしいものですが、核保有国に加え、多数の核不拡散推進国が参加しない現状においては、その実効性を疑問視せざるを得ません。

さて、皆様ご承知のとおり、現在、我が国はアメリカの核の傘の下で安全保障

政策を行っており、我々の現在の平和は、アメリカの核による抑止力により保たれていると言わざるを得ません。そのような観点から、今回の核兵器禁止条約に参加することは、その安全保障政策と大きく矛盾することとなります。ドイツやオーストラリア、NATO諸国が参加を見送ったことも同様の理由と考えられます。

現在、包括的核実験禁止条約や兵器用核分裂性物質生産禁止条約といった核兵器禁止条約よりも前の段階に存在する条約ですら核兵器保有国が参加していない現状で、本条約の実効性は皆無であり、参加することの意義も無いと考えます。加えて、今回、我が国が本条約に参加するとなれば、同盟国を含む核保有国に対する対立をあおることとなりかねず、唯一の戦争被爆国として、核保有国と非保有国の橋渡しの立場になるべき我が国が、対立を生むことになりかねません。

国家の最大の責務は国民の生命、財産、そして、国益を守ることです。唯一の戦争被爆国である我が国において、核兵器根絶は国民の総意であることは言うまでもありませんが、全世界の核兵器を同時にすべて廃することは不可能である現状において、現実的な選択をするとなれば、現在の安全保障体制を維持せざるを得ません。

しかしながら、一部政党においては、核の抑止力のもとでの安全保障政策を否定し、自衛隊をも違憲と位置付けております。近隣に盛んに海洋進出を行い、我が国の島しょ部領海を頻繁に侵犯する国などがある中、これでは、あたかも国防を放棄するともとられかねません。国防を放棄するとなれば、その国は、もはや国としての体を成し得ません。アメリカとの安全保障体制を維持しつつ、自衛隊の自衛権により国を守ることが現実的、かつ賢明な選択であります。

これらを勘案するに、本条約への参加は望むべきものではないと考えます。よって、本請願には賛同しかねるものであります。議員各位におかれましては、良識あるご判断のもとご賛同をいただきますようお願い申し上げ、私の請願第7号に対する反対討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

須磨隆正議員 はい、議長。

南政夫議長 9番 須磨隆正君。

須磨隆正議員 9番議員の須磨隆正です。私は、このたび提出された請願第5号 志賀

町議会議員定数削減の件について賛成の立場で討論いたします。

近年、地方では少子高齢化の進展や人口流出により人口減少が深刻化し、小単位の町村では税収の減少や人口を基本に置く地方交付税の減収、三位一体改革などにより、自治体経営が困難になってまいりました。このことから国では合併を推進し、小単位の市町村を一つにして、経営基盤の強化を図ってきたところであり、本町におきましても平成17年の合併により町は大きくなりました。また、時を合わせ、志賀原発2号機が平成18年から稼働し、翌年から税収が増加し、町財政は潤ったものと記憶しております。しかし、あれから10年の歳月が流れた今、発電所の固定資産税が減少し、更に地方交付税が減収となり、財政が厳しくなると町から説明を受けております。

このような中、人口減少と厳しい財政を背景に志賀町の町政運営を考えたときに、我々議会人としても議会のあり方や議員のあり方を議論していく必要があるものと考えます。

本議会では、議会改革調査特別委員会の調査や全員協議会の議論がありますが、やはり議論するまでもなく、時代の流れや県内動向などを踏まえ、本町の議員定数は明らかに人口比でも多いということが明らかであり、本町も削減の方向で検討していくことを時代の求めるものであると、私は強く確信しております。

削減する人数については、議論を残しますが、まずは本請願を採択し、削減の意思を明確にすることで将来の志賀町を考えていくことが政治責任だと思います。議員各位におかれましては、良識のあるご判断のもと本請願の採択に賛意を賜りますようお願い申し上げ、私の請願第5号に対する賛成討論とさせていただきます。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

下池外巳造議員 はい、議長。

南政夫議長 8番 下池外巳造君。

下池外巳造議員 8番下池でございます。8月21日に出されました請願第5号 志賀町議会議員定数の削減を求める請願について討論をさせていただきます。請願の趣旨は、志賀町議会議員の定数削減であります。本文の趣旨は、大勢の

町民から議員削減の声があがり、このたび請願書の提出となりました。議会も協議はしていると思われま。大変に厳しいことと存じますが、他の町同様に定数削減をいたし、少数議員であっても前向きに活発な議論を戦わせる組織の議会をお願いいたします、とあります。

議員定数については、法令上の根拠、これにつきましては、議員定数は平成23年の地方自治法改正以前までは、人口に応じた上限定数が設けられていましたが、法改正で、市町村の議会の議員の定数は条例で定めると定義されております。現在、志賀町の条例によりますと、議員の定数は16名であります。

次に、議員定数の基準とあり、その基準とは、人口、面積、財政力、町民意識の4項目があります。この項目をここに調べますと、当町のような人口2万人以上の町民に対する全国の議員の数は平均15.4人あります。また、当町と同じく原発を有する町村の平均議員の数は13.2名とあります。当町と同じような面積200キロ平方メートルから300キロ平方メートル未満の全国114町村の平均は12名あります。同じく、財政力一般会計100億から150億の町は、全国130町村の平均は議員数15.6人あります。

いずれにしても当町より平均値は下回っております。そして、最後に町民意識があります。近隣の市町は、中能登町、議員数14名、宝達志水町は12名、羽咋市は14名で現在1名の欠員です。また、輪島市は、9月議会において、9月22日の北國新聞に書かれていたように、17名から15名に、現行の2減となる見通しとなったとあります。今秋、町内にありましたタウンミーティングにおきましても、区長の方々から、志賀町の議員の削減はどうなっているのかとの質問も色々の地区にあったように聞き及んでおります。

私、議員としましては、町民の意見を聞くのが、また、その意見を町政に反映させるのが議会議員の務めと考えております。他町に対し遅きになった感じではありますが、いま今議会にて定数削減をすべきと、定数削減の請願に対し、強く賛成するものであります。

以上で、討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

まず、町長提出 報告第27号 専決処分の承認について（平成30年度志賀町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第28号 専決処分の承認について（平成30年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第84号 平成30年度志賀町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第85号 平成30年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ないし第89号 平成30年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第90号 志賀町災害見舞金支給条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立15名）

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて町長提出議案 第91号志賀町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出議案第92号志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は委員長のとおり、可決されました。

続いて、町長提出議案第93号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第94号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ないし第96号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第101号 シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センターの指定管理者の指定について、ないし第103号 大島キャンプ場の指定管理者の指定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて請願の採決を行います。

最初に、閉会中の継続審査となっております請願について採決いたします。

請願第5号 志賀町議会議員定数の削減を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は不採択と決しました。

続いて、今定例会に付議されました請願について採決いたします。

請願第7号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願についてを採決します。本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第8号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願についてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第3 町長追加提出、諮問第1号ないし諮問第2号（趣旨説明、採決）

南政夫議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、諮問第1号及び第2号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

南政夫議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

去る12月4日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、

人事案件にかかる諮問2件について、その概要をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、平成31年3月31日をもって人権擁護委員の任期が満了となる高浜町の青山洋子氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、平成31年3月31日をもって人権擁護委員の任期が満了となる酒見の橋岡千佐子氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

南政夫議長 説明を終わります。

各件につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補候補者の推薦にあたり、議会に意見を求めるものであります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町高浜町の青山洋子氏、志賀町酒見の橋岡千佐子氏をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって各件は、適任として答申することに決しました。

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

南政夫議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南政夫議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成30年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時54分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第30号
入札結果報告
(平成30年12月5日 9件)

- 2 議長報告第31号
委員会所管事務調査等報告書
(総務産業建設常任委員会)

- 3 議長報告第32号
議員派遣結果報告書

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 政 夫

志賀町議会議員 林 一 夫

志賀町議会議員 戸 坂 忠寸計